

労基法別表第1による本県事業所区分

(令和7年4月現在)

任命権者	号区分	事務所の名称	監督機関
知 事	第1号	土木部水道企業課、手取川水道事務所	労働基準 監督署
	第3号	県総合事務所空港管理部（能登空港管理事務所を含む。以下同じ。）、農林総合事務所（農業振興部を除く。）、土木総合事務所、ダム管理事務所、港湾事務所、金沢城・兼六園管理事務所	
	第10号	競馬事業局	
	第12号	自治研修センター、消防学校、美術館、歴史博物館、図書館、白山ろく民俗資料館、保健環境センター（監視センターを含む。）、総合看護専門学校、いしかわ子ども交流センター、保育専門学園、女性センター、工業試験場（九谷焼技術センターを含む。）、九谷焼技術研修所、産業技術専門校、石川障害者職業能力開発校、農林総合研究センター（能登農業復興研究室、砂丘地農業研究センター、畜産試験場、能登畜産センター、林業試験場及び石川ウッドセンターを含み、農業試験場中央普及支援センターを除く。）、水産総合センター	人 事 委 員 会
	第13号	県総合事務所（保健所及び一時保護所の業務を行う機関に限る。）、保健福祉センター（保健所及び一時保護所の業務を行う機関に限る。）、リハビリテーションセンター、県営病院、児童生活指導センター、動物愛護センター、白百合寮	労働基準 監督署
	別表第1各号に該当しない官公署	本庁各課（競馬事業局の各課及び土木部水道企業課を除く。）、東京事務所、県税事務所、県総合事務所（空港管理部、保健所及び一時保護所の業務を行う機関を除く。）、能楽堂、石川四高記念文化交流館、保健福祉センター（保健所及び一時保護所の業務を行う機関を除く。）、こころの健康センター、白山自然保護センター、消費生活支援センター、計量検定所、大阪事務所、農林総合事務所（農業振興部に限る。）、農林総合研究センター（農業試験場中央普及支援センターに限る。）、家畜保健衛生所	人 事 委 員 会
教 育 委 員 会	第12号	生涯学習センター、輪島漆芸技術研修所、教員総合研修センター、中学校、高等学校（分校を含む。）、特別支援学校（分校を含み、寄宿舎を除く。）、金沢城調査研究所	人 事 委 員 会
	第13号	特別支援学校寄宿舎	労働基準 監督署
	別表第1各号に該当しない官公署	事務局本庁各課（室を含む。）、教育事務所	人 事 委 員 会
警 察 本 部 長	第12号	警察本部警察学校	人 事 委 員 会
	別表第1各号に該当しない官公署	警察本部各課（隊を含む。）、警察署（交番及び駐在所を含む。）	
そ の 他 行 政 委 員 会	別表第1各号に該当しない官公署	議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局	人 事 委 員 会